

国保のこれから

～ “国保の現状と課題” 厳しい財政状況 と 国の改革 ～

私たちが病院に行ったとき、窓口で支払うお金が安くすむのは、日本に「国民皆保険制度 ※」という仕組みがあるからだよ。

※ 全ての方が公的な医療保険に加入する制度



国保マスコット 健康まもるくん



でも、今「国民皆保険制度」の中心となる「国保」が大変な状況になっているみたい。
詳しくは次ページを見てね。

～ 情報誌「国保のこれから」の発行について ～

令和 8 年 4 月に、「戸田市国民健康保険運営協議会」から戸田市長に、「保険税の税率改正」について答申書が提出されました。

この答申は、「国民皆保険」の中核を担う国保について、将来にわたり安定的かつ持続的運営のために、重要な内容となっていますので、令和 8 年 7 月から令和 9 年 3 月までの毎月、この「国保のこれから」を発行し、国保の現状や課題のほか、答申に至った背景などを図表等を用いて、わかりやすく説明していきます。

バックナンバー



「国保」は、どのような課題があるの？



1 「国保制度の創設当時」と「今」を比べたら…

国保制度は、制度創設時（昭和36年）においては農林水産業者や自営業者が多くを占めていましたが、ほかの医療保険に属さない全ての人を被保険者としているため、高齢化や産業構造の変化、医療保険制度の改正などの影響を受けてきました。

		昭和36年	令和5年
加入者数		4,511万人	2,309万人
対総人口比		47.0%	18.6%
1世帯当たり加入者数		4.2人	1.45人
65～74歳の割合		4.8%	43.3%
世帯主の職業	農林水産業	44.7%	2.2%
	自営業	24.2%	17.3%
	会社員等	13.9%	31.8%
	無職	9.4%	44.4%
	その他	7.8%	4.2%

対総人口比は約5割から約2割に

高齢者の割合が増加

農林水産業者及び自営業者の割合が減少し、年金受給者などの無職者の割合が増加

【国民健康保険中央会発行「国保のすがた」から】

2 「国保」と「協会けんぽ」を比べたら…

主に中小企業で働く従業員やその家族が加入している健康保険（正式名称は「全国健康保険協会」）

「国保」の方が、加入者の平均年齢が高い

「国保」の方が、1人当たりの医療費水準が高い

「国保」の方が、所得額に対する保険料負担が高い

国民健康保険		協会けんぽ
2,309万人	加入者数 (令和6年3月末)	3,954万人
54.0歳	加入者平均年齢 (令和5年9月末)	38.9歳
43.8%	65～74歳の割合 (令和5年度)	8.2%
41.7万円	加入者1人当たり医療費 (令和5年度)	21.0万円
99万円	加入者1人当たり平均所得 (令和5年度)	182万円
9.3万円	加入者1人当たり平均保険料 (令和5年度) ※事業主負担込	13.0万円
9.3%	保険料負担率	7.2%

【国民健康保険中央会発行「国保のすがた」から】



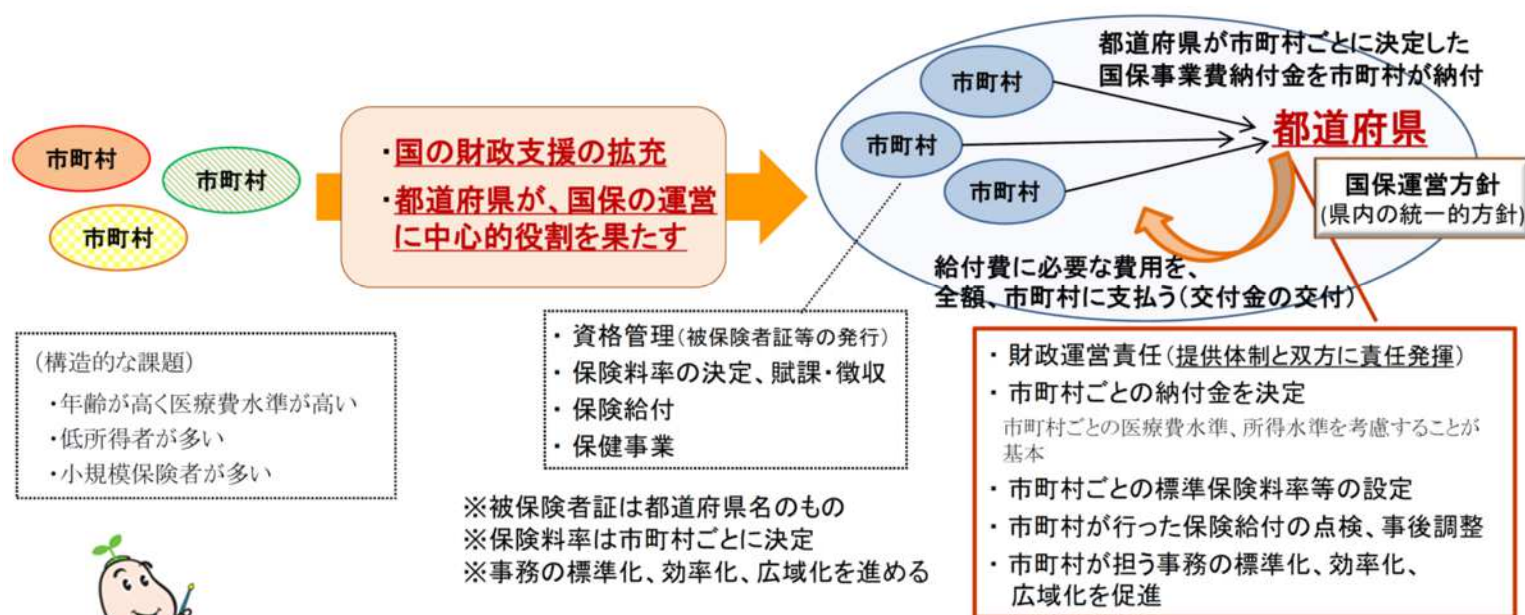
どのように解決しようとしているの？



全国的に国保財政が厳しい状況の中、左記の国保制度の課題も踏まえ、平成30年の国の制度改革により、下図のとおり、【改革前（左側）】、市町村ごとに運営していた国保は、【改革後（右側）】は都道府県と市町村が共同で運営することになりました。

【改革前】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担う



【国保制度改革の概要（厚生労働省作成）】

1 助け合いの規模を大きく

市町村が個別に運営していた国保制度は、国の改革により都道府県が財政運営の主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業運営を行うことになりました。また、都道府県は医療費の全額を負担し、市町村は医療費水準や所得水準等により算定された「納付金」を都道府県に納める仕組みに変わりました。

2 都道府県内の保険税水準統一を目指す

保険税の税率は、現在は市町村ごとに設定していますが、都道府県が統一的な方針として「国保運営方針」を示し、各都道府県内の税率を統一することを目指すことになりました。埼玉県でも、県内のどこに住んでいても、所得など同じ条件の人なら同じ保険税になるよう、取組を進めています。

今はどういう状況なの？

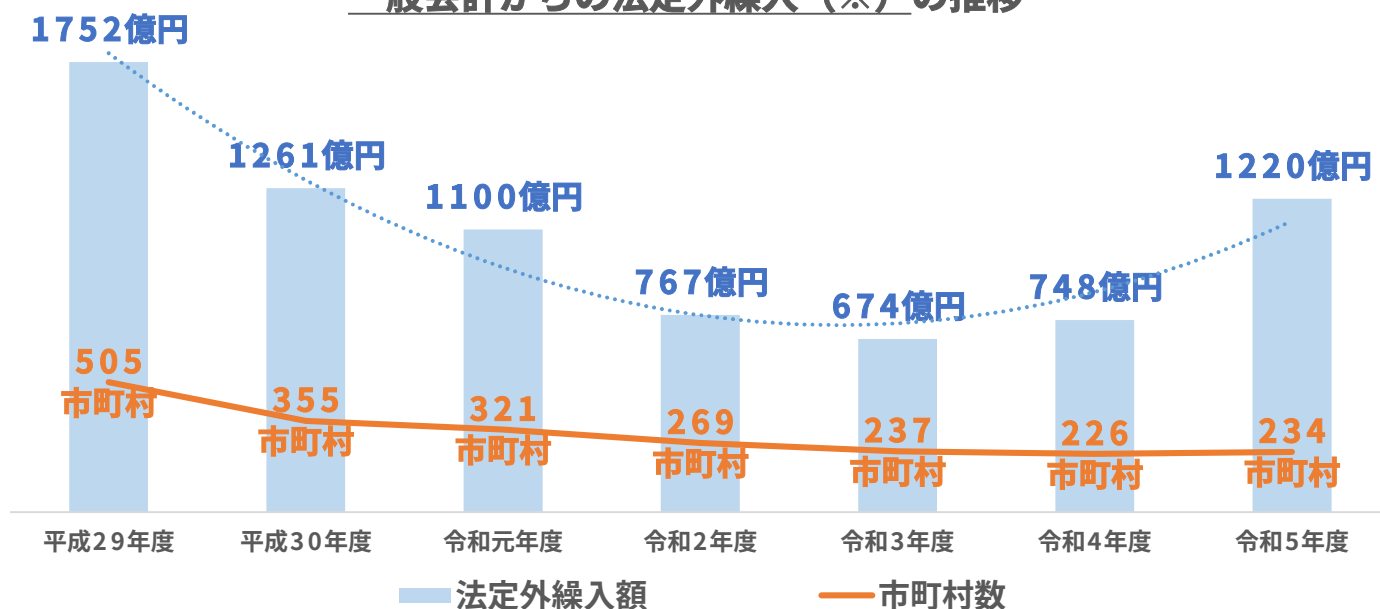


国保の運営上、不足する財源の補填等を目的として行われる一般会計から国保特別会計への法定外繰入（※）について、令和5年度は234市町村 1,220億円となっており、平成29年度と比べると、平成30年度の国の改革や公費拡充の効果もあり、減少しています。

しかし、被保険者数の減少傾向が続く一方で、1人当たり医療費は急速に進む高齢化や医療技術の高度化などにより増加傾向にあることから、下図のとおり、依然として一般会計からの法定外繰入（※）が行われている状況です。

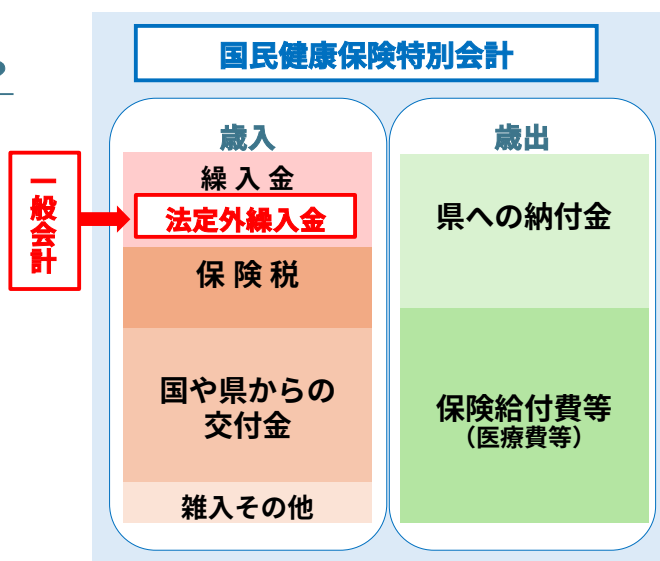
【国民健康保険中央会発行「国保のすがた」から】

一般会計からの法定外繰入（※）の推移



※「一般会計からの法定外繰入」とは？

国保の歳入不足を補うため、法律で決められた以外の目的で、右図のとおり、「**一般会計**」から「**国民健康保険特別会計**」に資金を繰り入れるもので、事実上の赤字となる。



お知らせ

～保険税の普通徴収は、口座振替が原則です～

詳しくはこちら→

